

令和7年
第1回定例会

所信表明

(附提案説明)

尾鷲市

(登壇)

(はじめに)

それでは、令和7年度当初予算を含めた諸議案についての説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、市民の皆さま並びに議員各位の深いご理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対しまして、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本市では、令和4年度からスタートした「第7次尾鷲市総合計画」のもと、政策分野全般を横断し、本市を取り巻く様々な課題に対応した施策を、総合的かつ一体的に進め、まちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向けて、尽力しているところであります。

一方で、全国的に深刻化している、人口減少や物価高騰などの影響により、本市を取り巻く社会・経済環境は大変厳しい状況であると言わざるをえません。

本年は、この現況を乗り越えるため、「国市浜公園整備」や「企業誘致」など、起爆剤となる大型事業を力強く推し進めるとともに、これまで積み重ねてきた各施策一つひとつについてブラッシュアップを図ってまいります。

そして、その成果を本市の更なるステップアップへとつなげられるよう、全庁一丸となり、更には市民の皆さまと共に「チームおわせ」となって、邁進していく所存でありますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、個々の案件につきまして、その取り組み内容を説明いたします。

(市制施行70周年記念事業について)

先ず、尾鷲市市制施行70周年記念事業についてであります。

本年度におきましては、市制施行70周年及び熊野古道世界遺産登録20周年を記念した様々な事業を展開してまいりました。

昨年6月30日には市制施行70周年記念式典を盛大に挙行し、また、周年記念事業につきましては、おわせ港まつりをはじめ、本

市が誇る四大イベントを拡大して開催し、また、様々な分野で数多くの記念イベントを開催したところであります。

とりわけ、皆さまの記憶に新しく、周年記念のフィナーレを飾りました「NHKのど自慢」においては、市内外から多くの方が来訪し、大いに盛り上げることができ、皆さまの思い出に残る一日になったこと、心よりうれしく思っております。

こうした取り組みを通じて、本市の魅力を全国へ発信することで、より一層の集客交流が促進され、本市が掲げる関係人口の拡大につながっているものと確信しております。

改めて、各実行委員会やボランティアスタッフをはじめとした関係者の皆さまに敬意を表し、この場をお借りし、深く感謝申し上げます。

(おわせSEAモデル構想の推進)

次に、おわせSEAモデル構想の推進についてであります。

中部電力、尾鷲商工会議所との連携・協力により進めております「おわせSEAモデル構想」につきましては、平成30年8月の「おわせSEAモデル協議会」の設立から6年が経過し、令和元年5月から開始された中部電力尾鷲三田火力発電所の撤去工事も、残る揚油栈橋の撤去工事が本年9月末に完了する予定と聞いております。

また、発電所跡地において、現在建設中の国市浜公園野球場につきましては、新年度中の完成を目指し工事を進めております。

国市浜公園野球場は、野球での利用のみならず、スポーツ振興ゾーンを拠点とする「新しい人の流れの創出」に向け、スポーツを通じた集客交流人口の拡大や地域活性化につなげてまいります。

次に、大型製材工場の誘致につきましては、現在、事業者が事業計画を作るための検討を重ねている状況であり、着実に進めていただいております。

事業計画の作成にあたりましては、工場稼働に必要な一定量の原木を尾鷲地域以外の県内外から調達を求めている状況であるとの報

告を受けております。

このため、県内各地域の林業を支える原木市場^{いちば}や森林組合を始めとする素材生産者、県市町の行政関係者等の協力を得ながら、協議・調整を行う協議会が立ち上げられ、大型製材工場への原木供給に向けた協議が積極的に進められている状況と把握しております。

本市としましても、これらの協議の場に職員を参加させ情報収集に当たらせております。

そして、私自らも事業者のトップと面談し、本市への誘致を要請するとともに、地元選出の国会議員、三重県知事、林野庁の幹部などへ説明を行い、特に知事からは最大限の支援を約束いただいております。誘致実現に向けた協力を各方面にお願いしているところであり

ます。大型製材工場の誘致は、産業の振興による雇用の創出とともに、重要港湾である尾鷲港の新たな利活用による整備促進、更には、「産業振興の道」としての奈良県への道路整備にも大きくつながるものであり、本市の将来を左右するものであると確信しております。

今後も、大型製材工場誘致の実現に向けて、企業側の事情も考慮しつつ、尾鷲商工会議所としっかりスクラムを組み、また、尾鷲港振興会や国・県をはじめとする関係機関と連携を密にしながら、私自身がその先頭に立ち、全身全霊で取り組みを進めてまいります。

また、並行して進めている陸上養殖事業の誘致につきましては、おわせSEAモデル用地における事業計画の具体化を事業者において進めていただいております。

具体的には、昨年10月に事業者から事業計画のプレゼンテーションを受け、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地のうち、燃料第一ヤードでの陸上養殖事業を実施したい旨の意向をいただいております。

そして12月には、事業者と私とで再度協議を行い、陸上養殖事業の実現に向け、事業者に寄り添いながら協力体制を継続することを確認しており、今後も誘致実現に向けスピード感を持って積極的に取り組んでまいります。

こういった取り組みを推し進め、発電所跡地への企業誘致を一刻も早く実現し、更にはその先の港湾振興、奈良県への産業道路構想へとつなげていくことで、10年先20年先、市民の皆さまが「自分のまちに誇りと希望を持ち、尾鷲に住んで良かった」と思ってもらえるよう、私自身が率先して取り組んでまいり所存でありますので、市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(こども・子育て支援の充実)

次に、こども・子育て支援の充実についてであります。

本市のこども・子育て支援施策の指針となる「第2期 尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」は、本年度で計画期間が終了することから、新年度から期間を5か年とする第3期計画を策定し、本定例会に議案上程いたしております。

次期計画では、「こどもの未来 ^{あした} 明日をともに育むまち おわせ」を目指し、引き続き、妊娠期からの切れ目のない子育てと家庭への支援を実施する「子育てしやすいまちづくり」に取り組んでまいります。

特に、こどもへの支援を全面に打ち出した「こどもの未来を育むまちづくり」を充実させ、本市のこども・子育て支援をさらに向上させてまいります。

具体的には、子育て支援体制の強化として、これまで、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談やサポートなど切れ目のない支援を行ってきた、母子保健部局における「子育て世代包括支援センター はっぴい」と、18歳までの児童とその家庭への子育て支援制度の紹介やサービスの提供、そして多様な課題に係る相談支援を行ってきた、児童福祉部局における「子ども家庭総合支援拠点」を統合し、新たに「こども家庭センター」とすることで、母子保健・児童福祉の支援を一体的かつ迅速に提供する体制を整えてまいります。

母子保健の取り組みでは、新たに「妊婦等包括相談支援事業」が創設されることに伴い、出産前における妊婦や家族との面談の充実を図り、より早期からの必要な情報提供やニーズに応じた支援につなげます。

不妊治療費等の助成についても、妊娠を望むご夫婦の気持ちにいつそう寄り添い、経済的負担を軽減するため、市単独の助成内容を拡大し、一般不妊治療と特定不妊治療、そのどちらも希望する人が受けやすい体制を整えてまいります。

また、子育て支援の取り組みでは、こどもの居場所づくりの強化を図ります。

国の補助金を有効に活用し、輪内地域においては、コミュニティーセンターを核とした放課後のこどもの居場所づくりに取り組むとともに、子育て支援に取り組むさまざまな民間の活動を支援する形で、地域におけるこどもや子育て家庭の安全で安心な居場所の充実を図ってまいります。

更に、県の「みえ子ども・子育て応援総合補助金」を積極的に活用し、既存の子育て支援事業を拡充するとともに、新たな支援策を実施し、放課後児童クラブにおける学校の夏休み期間中などでの昼食の配食支援や、発達の気になるこどもへの支援の包括的な強化等を進めてまいります。

（とちのもり保育園の開園）

次に、とちのもり保育園の開園についてであります。

いよいよ4月から、尾鷲市立とちのもり保育園が開園いたします。

長年にわたり、輪内地区の保育を担ってきた南輪内保育園の役割を引き継ぎ、地域唯一の未就学児のための教育・保育施設として、尾鷲市立賀田小学校内で運営を開始いたします。

地域における保育を確保することは、子育て家庭において子育てと仕事の両立を図る、極めて重要な施策であります。

乳幼児期から日常的に小学校に通い、小学生児童らと触れ合う機会を通じて、園児らにおいても自然と学校を身近に感じられるようになり、保育園と小学校との環境の変化に適応できないことで生じる、いわゆる「小1プロブレム」の解消につながるほか、こどもたちの個々の特性を早期に把握することができ、より良い教育支援につなげることが可能となります。

また、5歳児から小学1年生にかけての期間は、こどもの生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる「架け橋期」として、教育上も重要な時期であることから、小学校内で保育を行うメリットを最大限に生かし、保小連携の強化をしっかりと図るとともに、さらには、輪内中学校とも近接している立地を生かし、保小中までの連携強化を図り、地域における未就学児から中学校まで一貫した教育環境の維持を図ってまいります。

私は、将来的には保小中一貫教育制度の設立を視野に入れながら取り組んでまいりたいと考えております。

開園にあたり、現在のところ、乳児8人・幼児5人の13人を受け入れ、園長以下保育士5名体制で開園に臨む予定であります。

地域の自然や文化などの特色を生かした保育や、他園との交流、小学校との合同行事などを積極的に行うなど、園児たちへのより良い機会の提供に努め、こどもも保護者も「とちのもり保育園で良かった」と心から満足いただける運営を図ってまいります。

(尾鷲総合病院)

次に、尾鷲総合病院についてであります。

尾鷲総合病院は、東紀州地域の中核病院として、長年にわたり医療圏の尾鷲市と紀北町の住民の生命と健康を支えてきており、24時間365日の二次救急医療の受け入れ態勢を整え、急性期の一般病床を有しながら、県内では松阪市より南で、唯一の分娩できる病院であり、更に透析療法を行える病院であります。

また、紀北地区唯一の公立病院として、新興感染症への対応など地域の医療の中心的役割を担い、更には、高齢化が進展しているこの地域にとって、回復期病棟の地域包括ケア病棟を利用し、療養や急性期での治療を受けて症状が安定した患者様が安心して、自宅や施設に戻れるよう支援を行うとともに、地域の医療機関・介護施設などと相互に連携・調整を行う地域包括ケアシステムの重要な役割も担っております。

一方、全国的な人口減少問題や新型コロナウイルス感染症の影響により患者数は減少傾向にあり、コロナ禍が明けた現在も以前の水準に回復することなく、当院の経営状況は大変厳しいものとなってきております。

また、高齢化の進展により、患者の疾患内容も変化してきており、それに伴い、医療に求められる提供体制も変化を求められております。

そのような中で、令和6年3月に策定した経営強化プランに基づき、地域の医療需要に沿った適切な医療提供体制を整え、医療圏人口に見合った病床数や入院患者等の動向による施設基準の要件に迅速に対応することで、効率的な診療報酬の増加を図るとともに、新規の医療機器の更新や施設設備の投資などを抑制し、非常に厳しい現状のなかで、収支バランスを考えた病院経営に取り組んでおります。

私は、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現のためには、尾鷲総合病院は本市に無くてはならない存在だと、これまで幾度となく述べてまいりました。

当院の維持・存続に必要な、救急医療を中心とした医療提供体制を堅持していくためには、医師・看護師等の医療人材の確保は当然のことながら、財政状況が大変厳しい状況にあるなか、経営基盤の強化を図ることは喫緊の課題であると認識しております。

このことを十分踏まえ、私と病院長がその先頭に立ち、職員全員が一丸となって全力で取り組んでまいり所存であります。

（高齢者福祉の推進）

次に、高齢者福祉の推進についてであります。

高齢者福祉の推進につきましては、高齢者施策の指針となる「尾鷲市高齢者保健福祉計画」の基本理念である「いきいきと元気に住み慣れた地域でずっと安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、関係機関等と連携しながら、各事業を推進しているところであります。

本市の現状としましては、昨年末現在で、高齢化率が46%を超え、今後も、人口減少とともに、高齢化率の上昇により、一人暮らしなど、身近に頼る方のいない高齢者や認知症の高齢者の増加が見込まれます。

このことから、これまで、同居家族が担ってきた、「見守り」や外出支援などの「生活支援」の必要性がますます高まってまいります。

先ず、地域の力で支え、異変に早期に気づき、命を守る仕組みである「見守り」につきましては、高齢者が安心して在宅生活を継続していく上での基盤となる、重要な活動です。

本市としましては、緊急通報装置の貸与や食の自立支援などの、高齢者の状況に応じた多様な方法での「見守り」事業を継続するとともに、市が中心となり、地域住民の皆さまや民間事業者をはじめ、地域包括支援センターなどのさまざまな関係機関との連携を深めることで、より地域ぐるみで「見守り」ができる体制を築き、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、包括的な取り組みを進めてまいります。

次に「生活支援」につきましては、本市はこれまでも、生活支援体制整備事業を委託している尾鷲市社会福祉協議会とともに、住民の皆さまと様々な協議を重ねながら、その仕組みづくりを進めてまいりました。

その結果、ボランティア養成講座等を通じて、住民同士の助け合いの仕組みが生まれ、現在、買い物やごみ出しなどを中心とした生活支援の輪が市内各地域で広がりつつあります。

それとともに、センター管内の地区を対象とした買い物支援バスの運行や認知症カフェの運営についても、住民ボランティアの皆さまの協力を得ながら進めているところであります。

また、定年などを機に、新たな人間関係を築くことが苦手な男性高齢者の社会参画を促すため、その対策のひとつとして、男性が参加しやすい内容に特化した「通いの場づくり」を新年度より実施していきます。

今後も、こうした地域での住民同士の支え合いの活動を促進するとともに、民間事業者との協働も踏まえ、介護予防教室をはじめとする高齢者の通いの場の充実や認知症施策などを推進し、地域医療と介護の連携体制の強化などと併せて、高齢者の在宅生活を支える体制の強化を図り、本市に相応しい地域包括ケアシステムをより一層深化・推進してまいります。

(障がい福祉の推進)

次に、障がい福祉の推進についてであります。

本市の障がい福祉施策につきましては、本年度より3ヶ年計画である「第6期紀北地域障がい者福祉計画」及び「第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画」に沿って進めているところであります。

中でも、これらの計画において、長年、懸案事項でありました「児童発達支援センター」の設置につきましては、本市と紀北町で構成する紀北圏域内である、紀北町船津地内において、本年4月に開所いたします。

この児童発達支援施設は、施設での療育だけでなく、地域療育の中核的な役割を担い、保育所や学校などとの連携を図ることにより、地域で一体的な療育を実施することが可能となります。

更に、専門性の高い療育が展開されることにより、こどもたちが希望する将来の選択肢が広がることにつながるものと期待しております。

また、児童発達支援施設に通所する際、新たに利用料が発生しますが、通所の妨げとならないよう、利用料の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図り、希望される方が通うことができるよう支援してまいります。

また、これまでの療育教室につきましては、新たに専門性の高い児童発達支援施設ができることから、教室の在り方については、「療育を実践する場所」から、発達支援の視点を取り入れた小集団での保育を行いながら、「子育て相談や療育の必要性を保護者とともに考える場所」として、新たな体制での親子教室へと移行することとし、さまざまな事情により、療育教室から児童発達支援事業所に移行が難しい児童についても、療育が途切れることがないように、引き続き支援してまいります。

（広域ごみ処理施設整備の推進）

次に、広域ごみ処理施設整備の推進についてであります。

東紀州5市町で取り組んでおります、広域ごみ処理施設整備につきましては、令和6年第2回東紀州環境施設組合議会定例会におきまして、「東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業」における「建設工事請負契約」に係る議案が可決され、令和6年度から令和9年度に亘る約4年間で設計・施工を行います。

現在、東紀州環境施設組合におきまして、ごみ焼却施設に係る設計が進められており、今後は、本年7月に本施設の建設工事を開始し、令和9年10月から試運転を行い、令和10年3月に完成する見込みであります。

引き続き、東紀州環境施設組合の構成5市町が連携を密にし、令和10年4月の稼働に向け、全力で取り組んでまいります。

（防災対策）

次に、防災対策についてであります。

令和6年元日に起こった「能登半島地震」から1年以上が経過しておりますが、未だ被災地においては、地震や豪雨による爪痕が各所に残っていることは皆さまご存知のことと思います。

今後、本市においても危惧される南海トラフ巨大地震・巨大津波などの大災害に備え、市民の生命と財産を守るため、気を緩めることなく、引き続き「防災・減災対策」に取り組んでまいります。

本市の標語「津波は逃げるが勝ち」のとおり、巨大津波に対しては、迅速な避難に尽きることから、これまでに引き続き、積極的に避難訓練を推進するとともに、避難路の整備に取り組んでまいります。

また、発災時の応急対策から、その後の復旧、復興に至るまで、大きな力となるのが自主防災組織の皆さまであり、「地域防災力向上補助金」や「避難所運営マニュアル」などをご活用いただきながら、共に本市の防災力の向上に努めてまいります。

そして、長年の懸案事項であります、津波避難タワーの整備計画については、尾鷲北エリアでは「旧中京銀行尾鷲支店」、尾鷲南エリアでは「旧矢浜保育園」への設置に向けて、現在、設計業務を進めており、令和8年度中の完成を目指してまいります。

この避難タワーを整備することにより、避難に時間を要する方や逃げ遅れた方が速やかに避難することが可能となるため、大変減災効果の高い事業であるものと確信しております。

また、線状降水帯による集中豪雨の発生も危惧されているなか、地域の安全・安心を守るためには、地域住民の最も身近な存在である自主防災会や消防団を中心として、地域における防災力を充実強化することが極めて重要であります。

なお、地域を守る中核的な組織である消防団活動の諸施策につきましては、老朽化が進んでいる、消火栓格納箱用ホースを3箇年で新しくし、消防力の維持・向上に努めてまいります。

このような取り組みを通じて、市民の皆さま一人ひとりが、自然災害の危険性を改めて意識していただき、災害に対する備えを整え

ておくことが、本市の防災力・減災力の向上につながるものと確信しております。

今後においても、ソフト面・ハード面の両方の取り組みによる防災文化の醸成を一層推進し、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

(ゼロカーボンシティの取り組みについて)

次に、ゼロカーボンシティの取り組みについてであります。

昨年12月に開催しました、生物多様性を維持し、森林保全を目的とした「尾鷲ネイチャーポジティブアクション会議」では、大手企業、環境省、国連大学、日本自然保護協会など、国内の主要な組織・団体が一堂に会し、本市を舞台とした「ネイチャーポジティブ経営」について議論をしていただきました。

現在、この集まりをベースに、本市戦略パートナーである「株式会社 p a r a m i t a^{パ ラ ミ タ}」とともに、企業の「ネイチャーポジティブ経営」を本市の第一次産業の再興につなげる体制を組織化し、企業との関係性の継続・発展を目指します。

新年度には、「p a r a m i t a^{パ ラ ミ タ}」の仲介で6企業から頂戴した企業版ふるさと納税、2,799万円と、Jークレジット先行販売収益などを合わせた「ゼロカーボンシティ推進基金」を原資として、いよいよ、企業との共同体で次の展開につながる新たな事業を行ってまいります。

具体的には、企業や日本自然保護協会、大学、専門機関と、地元自然活動家や林業関係者など、多様なチームによる「森林ゾーニングマップ」の作成に着手し、現在の市有林でのJークレジット創出のノウハウを民間所有林に波及させ、生物多様性やカーボンニュートラルに適したエリア情報を可視化させることで、企業活動誘致のデータベースとしていくことに取り組みます。

また、市有林「みんなの森」の整備を継続するとともに、藻場^{も ぼ}再生事業など、海域での生物多様性を検証しつつ、再生に向け取り組んでまいります。

更に新年度には、「ゼロカーボンシティ尾鷲」実現の実装組織である「一般社団法人^{ローカル}Local^{コープ}Coop尾鷲」と共に「尾鷲ネイチャーポジティブアクション会議」を、東京で開催し、より多くの企業参画を促すことなど、積極的に取り組んでまいります。

（農業・関連産業の振興）

次に、農業・関連産業の振興についてであります。

本市では、国の2050年までに温室効果ガス等の排出量を実質ゼロにする指針のもと、令和4年度から、「みどりの食料システム戦略」による新たな農業振興の切り口としての「有機農業産地づくり緊急対策事業」に取り組んでおります。

昨年1月には、「漁業と林業と有機農業のまち」と銘打った、県内初となる「オーガニックビレッジ宣言」を行い、「^{ドゥ}D^ウO^{ホウ}H^スO^タS^イT^ルY^ルL^ルE^ル」を取り入れた有機農業の普及や、学校給食での試験提供、オーガニック^{しじょう}市場への甘夏の試験販売など、「生産・加工・流通・消費」が一体となって取り組んだ結果、着実に成果が出てきております。

この環境への負荷を軽減する安全・安心な農産物は、今後、更に注目を集めるものと期待しており、新年度においては、有機栽培で育てられた「尾鷲甘夏」を、名古屋市や東京都港区の学校給食に導入することや、「オーガニック ライフスタイル^{エキスポ} EXPO」などの、国内最大級の展示販売・商談会へ出展することにも取り組み、さらなる販路拡大を図ります。

こうした有機農業の取り組みに、「尾鷲市農地バンク」では遊休農地の有効活用や、「有機市民農園」の拡充により、市民の皆さまが一人でも多く農業へ参画できるよう整備するとともに、「担い手不足」を逆手にとった「甘夏収穫ワーケーション」での関係人口づくりなど、複層的に連動させていくことで、本市における農業の規模・面積は小さいながらも、発信力の高いインパクトのある農業からのまちづくりにつなげてまいります。

（林業・関連産業の振興）

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

現在の日本の林業は、戦後の高度経済成長期に「拡大造林政策」として植栽されたスギやヒノキなどの人工林が収穫期を迎えているものの、国産材の需要減少とのアンバランスが大きな課題となっており、伐採されないまま放置されている森林も目立つようになってきております。

本市の市有林事業は、良質な「尾鷲材」を尾鷲^{もくざいいちば}木材市場から流通させることで、「地元林業の活性化」、「林齢の平準化」、「公益的機能の確保・維持」を図ることを念頭に経営していますが、現在では、市場への流通量を確保しながら、主伐から再造林にかかる赤字をいかに最小限に抑えるかという課題も加わり、非常に難しい経営を強いられているのが現状であります。

こうしたなか、令和3年度から取り組んでおります「カーボンニュートラル」、「ネイチャーポジティブ」を手法とした、第一次産業への環境価値の創出という観点で、市有林において「利用間伐」を主軸に、主伐からの再造林にかかる経費を軽減し、赤字を抑制するとともに、J-クレジット創出によるカーボンクレジットの販売収益を見込み、「間伐材」による市場^{しじょう}流通を確保していくものであります。

今後は、年間数百立方メートルほどの市有林の搬出量を、経費負担のない森林整備センター事業の採択の状況や、市有林経営としての収支のバランスも見ながら、年間2,000立方メートル以上流通させることができるよう取り組んでまいります。

一方、民間所有林につきましては、平成31年度を初年度とする森林環境譲与税を活用し、手入れが行われていない森林の整備を進めているところであります。

新年度では、これまでに所有者の意向調査などの手続きを進めてきた森林を中心に、間伐、境界確認等の作業に着手し、林業経営に適した森林については、民間所有者と交渉し、「意欲と能力のある林

業経営者」に経営をつないでいくことや、Ｊ－クレジットの創出による収益を生む仕組みを構築し、本市の林業の維持に努めてまいります。

（水産業・関連産業の振興）

次に、水産業・関連産業の振興についてであります。

近年の黒潮^{だいだこう}大蛇行の長期化、地球温暖化に伴う高水温化は、漁船漁業における沿岸資源の減少、魚類養殖における魚病リスクの増加など、大きな影響を及ぼしております。

更には、度重なる物価高騰も漁業経営を圧迫する要因のひとつとなり、漁業を取り巻く状況は厳しさを増すばかりです。

こうした状況への対応策として、従前より国における所得向上や競争力強化を図る漁業者に対して、漁船、漁具等を導入する際の支援や、物価高騰に対する価格差補てん措置などの事業に対し、各市町村で兼ねてより実施している「漁業近代化資金の利子補給」や、「赤潮に対する共済掛け金の全額負担」の継続など、国と連動して取り組んでおります。

今後、漁協、県との連携をより一層密にし、これらの事業の継続、手続き支援、相談窓口など、自治体としての役割をしっかりと果たしながら、一丸となって厳しい状況を乗り越えていかなければならないと考えております。

この様なことを踏まえつつ、本市独自の漁業施策として、「藻場^{もば}再生」や「アオリイカ産卵^{しょう}床づくり」、後継者対策としての「漁業体験」、「魚類^{ぎょるい}・藻類^{そうるい}二枚貝養殖」の振興、「食育推進」などについて、ゼロカーボンシティでの企業との連携も強化しつつ、さらなる推進を図っていく所存であります。

次に、「市の魚」に指定しているブリは、本市での魚種別漁獲量が最も多く、近年様々な魚種の水揚げが不振であるなかでも、比較的安定した水揚量を確保している、本市にとって重要な魚であります。

そのブリが、本市を含む太平洋沿岸において質・量ともに充実する旬は、「春ブリ」の名のとおり、まさに今、これからです。

しかし、この「春ブリ」は「寒ブリ」と比較して、魚価が安いのが課題であります。

本市では、これまで「春ブリ」の^{みしつ}身質が良いことの裏付けとなる体脂肪率を測るなどの科学的調査や、「出世魚」であるブリの特徴をいかして、本市の新規採用職員の入庁式や、市内企業の入社式にて、ブリの贈呈を行い、「春ブリ」で祝う文化の醸成を図るなどのPRに努めてまいりました。

更に昨年は、県内の春ブリ関係者が一丸となって全国にアピールし、消費喚起するための「みえ春ぶり宣言」を行ったところ、メディアで広く取り上げられ、大きな反響をいただいたところであります。

本年も、関東、関西方面へのPRを強化するとともに、市内でも、鮮魚店、飲食店、観光施設等と連携した「春ブリキャンペーン」を展開し、付加価値・魚価向上につなげてまいります。

（商工振興）

次に、商工振興についてであります。

市内経済につきましても、急速な人口減少や過疎化の影響を大きく受けており、事業承継や人材不足の問題に加え、原材料費の高騰や経費の増加など、企業業績への影響が顕著に表れ、大変厳しい状況となっております。

こうした状況のなかで、地域の貴重な資源である、海・山の恵みを活かした様々な地場産品の販路拡大や魅力発信、時代に即したDXの活用の推進、地域おこし協力隊員との連携などにより、地域経済の活性化を図ってまいります。

具体的な取り組みといたしましては、令和4年度から取り組みを開始しております、尾鷲商工会議所や金融機関、関係団体など、各業界から構成される「尾鷲市地域経済活性化協議会」において、事

業者への伴走型支援による新商品の開発や、既存商品の磨き上げを
実践するほか、スーパーマーケット・トレードショーなどの商談展
示会への積極的な出展、地元企業の魅力発見や発信を行うことで販
路拡大につなげるとともに、その取り組み効果を市内事業者に広げ
てまいります。

また、尾鷲高等学校の協力のもと、紀北町やハローワーク尾鷲な
ど関係機関との連携を図りながら、地域にある企業の魅力発信や、
将来的な地元就職につなげるための企業合同説明会を実施してまい
ります。

更には、本年4月から開催の「大阪・関西万博」において、三重
県ブースや多目的エリアイベントへ出展するなど、様々な機会を活
用しながら、食、産品、祭りといった地域の魅力をアピールし、関
係人口の増加と地域産業の活性化につなげてまいります。

(みえ尾鷲海洋深層水事業)

次に、みえ尾鷲海洋深層水事業についてであります。

アクアステーションにおける毎月のイベント開催や、積極的な物
産展や市内外でのイベントへの参加、情報発信の強化などの取り組
みの積み重ねにより、徐々に知名度も高まってきており、新たに海
洋深層水を利用していただけの事業者や個人の方々も増加しており
ます。

また、通信販売では、マリンアクアリウムでの利用だけでなく、
温熱・温浴などでもご活用いただいております、SNSでの口コミによ
り新規利用者が増加するとともに、既存客のリピート率も高くなっ
ております。

今後も、海洋深層水を取水している全国の市町や、利用者の皆さ
まとの情報交換を行い、海洋深層水ならではの特徴を活かしながら、
新たな顧客の獲得と知名度の向上に取り組んでまいります。

(観光振興)

次に、観光振興についてであります。

コロナ禍で落ち込んだ観光客も徐々に回復傾向にありますが、本市への集客交流人口の拡大に向けて、県、東紀州地域振興公社、尾鷲観光物産協会など、関係機関との連携強化を図り、インバウンドや観光DXの推進など、外的要因の動向にも注視しつつ、市内の魅力ある観光資源について、WEBやSNSを活用した情報発信をより一層強化しながら、誘客の増加へつなげてまいります。

また、「みえ尾鷲海洋深層水」を活用した、市内唯一の温浴施設である「夢古道おわせ」につきましては、平成19年4月営業開始以来、初めてとなる新たな指定管理者候補団体が決定し、本定例会に指定管理者の指定の議案を上程させていただいております。

本年4月1日からの、新たな指定管理者による管理・運営が滞りなく開始できるよう、現指定管理者からの円滑な引継ぎを実施し、ご利用いただく皆さまにご不便をお掛けすることなく、快適な時間をお過ごしいただくことで、満足度を高め、集客力の高い施設としてまいります。

一方、「夢古道おわせ」における売上金の不明金発覚問題につきましては、市の公の施設で発生した事案であり、重く受け止めるとともに、大変遺憾ではありますが、今月3日開催の行政常任委員会での報告のとおり、現時点では不確定な部分が多いことも事実であります。

市民の皆さまには、憤りやご心配をお掛けしていることに対し、大変申し訳なく思っております。

現指定管理者である「株式会社熊野古道おわせ」に対しましては、徹底した事案の究明と報告を強く指示しておりますので、今後「調査」が進展し、同社から報告があり次第、直ちに報告させていただきます。

次に、4大イベントに関しましては、本年度は尾鷲市市制施行70周年記念事業として、内容を充実させて実施いたしました。

新年度につきましても、それぞれの実行委員会をはじめとする関係者の皆さまとの連携を図りながら、尾鷲の夏の風物詩である「おわせ港まつり」、秋のイベントとして「全国尾鷲節コンクール」、第20回の記念大会となります「おわせ海・山ツーデーウォーク」、そして「尾鷲磯釣大会」と、本年度事業の問題点や課題の検証を進めながら、新たな工夫を加え、大会の更なる魅力アップと、参加者及び来場者の満足度向上に努め、集客交流人口の増加につなげてまいります。

そして、本年5月4日には、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地を活用し、一般社団法人全国哥磨会主催によるデコトライベントの開催が決定いたしました。

地区住民の皆さまのご理解とご協力も得ながら、飲食・物販をはじめ、多くの皆さまが楽しんでいただけるイベントとなるよう、主催者をはじめ、尾鷲観光物産協会など関係機関との連携も図りながら、取り組みを進めております。

詳細につきましては、内容が決定次第、市民の皆さまへ周知させていただきますので、多くの皆さまのご来場をお待ちしております。

（ふるさと納税事業）

次に、ふるさと納税事業についてであります。

私は、市長就任時から本事業を主要施策として推進してきており、その結果、これまでに全国のご寄附を頂いた皆さまから寄せられた応援寄附金は、総額26億円に達し、延べ18万5千人を超える方々からの応援をいただいております。

これも偏に、市内約80の返礼品出品事業者、並びに関係機関の皆さまのご尽力とご協力により達成できたものであり、改めて、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

今後も引き続き、出品事業者の皆さまと尾鷲市の魅力あるものづくりを推し進めるとともに、その魅力を全国へ情報発信し、ふるさと納税による商工振興を図ってまいります。

そして、更なるふるさと納税事業の拡大を加速するため、令和7年度に「地域活性化企業人」を招聘し、本市が取り組む地域課題に対し、専門的なノウハウや知見を活かしながら、次のステージへとステップアップしてまいります。

また、ふるさと納税事業は、いかに、ご寄附を頂いた皆さまに納得感や達成感を感じてもらえるかが大変重要であり、今後も、皆さまからの共感と継続的な支援を得るために、本市が先駆的に取り組んでいる事業を積極的に発信し、尾鷲に想いを寄せる全国の尾鷲ファンを一人でも多くつくることで、さらなる「ふるさと納税からつながる関係人口づくり」を推進してまいります。

（ふるさと教育・尾鷲育の推進）

次に、「ふるさと教育」・「尾鷲育」の推進についてであります。

本市の、「海、山、川、里」などの他にはない豊かな地域資源を活用した取り組みとして、「ふるさと教育」や「尾鷲育」を実施してまいりました。

児童生徒は自然や景観、歴史、伝統文化、更には地場産業に触れ、実際に体験しながら学び、地域への愛着が深まるだけでなく、多様な価値観を理解し尊重する中で、自尊感情が育まれております。

こうした事業は、本市の教育において大変重要であることから、一部の学校で実施してまいりました自然を活用した「尾鷲育」を、更に幅と深みを増すために、民間の活力を大いに活用し、本市の全てのこどもたちが、平等にこの経験を享受できるよう、新年度から全校で実施することといたします。

また、近年全国的に増加が問題となっている不登校に関しても、尾鷲中学校で実施しておりますコネクトルームや尾鷲教育支援センター・あおさぎ教室での対応を更に充実させるとともに、それぞれの状況に合わせた対応を地域とも連携できるよう、事業を進めてまいります。

更に、尾鷲節の歴史や文化を学ぶ活動や、防災教育、平和教育なども推進し、第7次尾鷲市総合計画におけるまちづくりの基本目標「郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る」の実現のため、鋭意事業を推進してまいります。

（ICT教育の推進）

次に、ICT教育の推進についてであります。

本市では、令和2年度にGIGAスクール構想に基づき、市内7か所の小中学校において、すべての児童生徒に1人1台のパソコンを整備しました。

この取り組みによって、児童生徒は個別の学習進度に合わせた最適な学びを実現するとともに、協働的な学びも活発に実施され、その結果、児童生徒は授業のなかで、ICTを活用したさまざまな学習活動を実践することで、学びの充実が図られております。

教育現場において、タブレット端末やパソコンなどの情報機器は、もはや欠かせないツールとなっており、学習の質を高め、学習環境を豊かにするために必要不可欠です。

一方で、導入から数年が経過したこれらの機器は、耐用年数を迎え、更新が不可避な時期に差し掛かっております。

そのため、新年度に、児童生徒用のパソコンと、校務用パソコンの両方の更新を実施し、学習環境の充実や、教職員の業務効率化も進め、より一層、教育の質を高めてまいります。

（学校給食費の無償化）

次に、学校給食に関する給食費無償化についてであります。

学校給食は、こどもたちの心身の健全な成長を支え、食育を通じて「食」への正しい理解などを育むことを目的として提供されております。

本市では、令和5年度からは尾鷲中学校での給食が開始され、更に、コロナ禍における物価高騰の影響を受けた保護者の負担を軽減

するため、市内全小中学校の児童・生徒を対象に給食費の無償化を行いました。

この事業により、児童生徒には栄養バランスの取れた給食が平等に提供されるとともに、保護者にとっては経済的負担などが軽減されました。

これらの取り組みは、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現を目指す上で重要な柱であると考えております。

そのため、新年度においても、各種補助金と一般財源とを拠出し、「給食費完全無償化」を継続実施いたします。

（生涯教育の推進）

次に、生涯教育の推進についてであります。

本市では、第2次尾鷲市教育ビジョンにおいて、「誰もがいつまでも健康で、学び、活躍し続けることができる環境づくり」を基本方針に掲げております。

この考え方を基軸として、幅広い世代に対応した各種講座や市民サークルの活動支援、放課後等におけるこどもたちの居場所づくりなど、事業の充実を図ってまいります。

先ず、子育て世帯を対象として、地域の事業者や子育て支援団体等と連携して実施している「子育てHAPPYDAY」の継続開催については、ブラッシュアップを図り、本市における「子育ての魅力」を発信してまいります。

そして、人生100年時代に相応しい「多種多様な学習機会」を提供していくため、郷土学講座や夜ヨガ、クリスマスコンサートなど、市民のニーズに応えた講座やイベントを実施するとともに、こどもたちが「自ら考える力や豊かな心を育む機会」の充実に向け、中央公民館、図書館、天文科学館、郷土室など、それぞれの分野の専門性を活かした事業を進めるとともに、関係機関等とも連携を図りながら、更なる生涯教育の充実を推進してまいります。

(国市浜公園整備事業の推進)

次に、国市浜公園整備事業の推進についてであります。

東紀州5市町で進めております、「広域ごみ処理施設」の建設に伴う、代替野球場及び避難施設整備を含む「国市浜公園整備事業」につきましても、国の交付金の活用を図りながら、鋭意、取り組みを進めているところであります。

昨年9月より建設工事が始まっている国市浜公園野球場につきましては、新年度中の完成を目指して現在工事を進めておりますが、野球場を除く部分の公園整備につきましても、今後、設計・積算を実施してまいります。

また、避難路整備につきましても、本年度、設計・積算を実施してまいりましたが、設計を進めていく中で、仮設工事等に係る検討・調整に不測の日数を要したため、新年度に繰り越し、実施してまいります。

いずれにしましても、計画期間内での早期完成を目指し、進捗状況を踏まえた上で、着実に工事を進めていくため、新年度中の然るべき時期に、工事費の予算計上をさせていただきたいと考えております。

なお、本事業は、東紀州地域におけるスポーツ振興を通じた、本市が推進する集客交流人口の拡大につなげるための取り組みであります。

これまでに、本取り組みに共感、応援いただいた中部電力株式会社様や野球関係者様をはじめ、多くの方々より多大なご支援をいただきましたこと、改めて深く感謝申し上げる次第であります。

今後も引き続き、応援していただいている皆さまをはじめ、国等からいただいた支援を大切かつ有効に活用させていただきながら、公園整備を進めてまいりますので、引き続き皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

（体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化の整備事業）

次に、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化整備事業についてであります。

昨年9月に設計事業者を決定し、10月の行政常任委員会において、事業者からの耐震補強についての評価や提案の報告、また12月の定例会において、パース図や平面図等の案を報告させていただきました。

今回の整備事業の特性は、体育文化会館を2層化し、1階に図書館を拡充し、市民の皆さまが常にくつろげる「尾鷲市のリビングルーム」をコンセプトに実施いたします。

また、中央公民館では、現図書館を「こどものリビングルーム」をコンセプトに、こどもの居場所づくりとして改装いたします。

その際にいただいた委員の皆さまからのご意見や、その後、施設利用者の皆さま、関係機関等からいただいたご要望について、事業者と協議を重ねておりますが、要望等の精査・検討に相応の時間を要するため、設計事業の新年度への繰り越しを行ってまいります。

今後につきましては、設計を完了した後、新年度の然るべき時期に工事費の予算計上を行い、改修工事に着手し令和8年度中の完成を目指してまいります。

引き続き、市民の皆さまに快適なスポーツ環境や多様な生涯学習の機会を提供し、教養と健康づくりを推進するため、安全かつ安心して、生き生きと学び、活動を続けられる拠点施設を整備してまいります。

そして、現在、誰もが楽しめるスポーツの振興を目的として、令和8年度を始期とする「第2次尾鷲市スポーツ推進計画」の策定を検討しているなかで、国市浜公園野球場と体育文化会館という、新たに整備される2つのスポーツ拠点につきましても、各種イベントの開催や相互連携など、幅広い活用方法の検討を重ねてまいります。

(地域コミュニティの活性化)

次に、地域コミュニティの活性化についてであります。

人口減少が進む本市において、特に地区センター管内での人口減少が顕著であり、各地区における地区行事や祭りごとなどの存続に懸念を抱く状況が見られるなど、地域コミュニティをいかにして維持・存続させていくかが、本市の大きな課題の一つとなっております。

私としましても、懇談会などを通して各地区における状況を聞かせていただいております、その中で共通して感じていることは、地域コミュニティを担う人材と活動拠点となる場所がとても重要であるということでもあります。

その為には、地域住民と共に知恵を出し合い、こどもから高齢者までが集える「居場所づくり」をはじめ、そこでの活動を支える「人づくり」に取り組むとともに、コミュニティーセンターや廃校した小学校などの活用について、改めて検討してまいりたいと考えております。

また、その中で、地域おこし協力隊員や集落支援員をはじめとする新たな担い手が地域の皆さんと一緒に、地域課題を解決していく取り組みを推進してまいりたいと考えております。

(水道料金の減免について)

次に、水道料金の減免についてであります。

いつでも安定供給している水道は、市民の皆さまの日常生活に直結し、その健康を守るために欠かせないものであります。

本市では、「安全・安心でおいしい水の安定供給」と「重要なライフラインの維持」に必要な、老朽化した施設や水道管の更新をするため、令和6年4月から水道料金を改定させていただき、市民の皆さまの深いご理解のもと、財源を確保しながら健全経営をしております。

一方で、全国的な物価高騰によるご家庭への負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、昨年、令和6年5月から7月の水道基本料金の減免を実施し、市民の皆さまや事業者から大変ご評価いただきました。

このことから、新年度につきましても、臨時交付金を活用し、水道の使用量が多くなる7月から9月までの3カ月間の請求分の水道基本料金の減免を実施してまいりたいと考えております。

(DXの推進)

次に、DXの推進についてであります。

ここ最近では、生成AIなどの進歩が世界で脚光を浴び、国内でも様々な議論を呼んでいるところではありますが、デジタルテクノロジーは物凄いスピードで日々成長しており、それとともに社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの必要性は、ますます加速していると認識しております。

本市におきましても、2050年には本市の人口がおよそ半分となることが予測されており、生産年齢人口においては更に厳しい減少が予測されているなかで、サービスや付加価値を維持し、更なる住みやすさや今後の地域の発展を目指していくためには、そのツールの一つとして、市の運営のみならず、地域全体のDXが大変重要であると考えております。

令和6年3月に策定いたしました「尾鷲市DX推進基本方針」及び「DX推進実施計画」に基づき、行政の効率化と市民サービスの向上を目指し、この一年では、庁内の業務効率化やオンライン申請の拡充、デジタル人材育成の強化など、基礎的なデジタル基盤を強化するものについて確かな前進がありました。

しかしながら、依然として多くの課題が残っている現状であり、今後も引き続きスピード感をもって取り組んでいく必要があります。

また、新年度におきましては、システムの標準化とガバメントクラウドへの移行が本格化し、大きな転換点を迎えます。

これにより、地方自治体の業務基盤となっている、「市民の皆さまのデータを扱うシステム」のほとんどが、全国で統一化され、国が用意するガバメントクラウド上で運用されることとなります。

このこと自体が直接的に市民の皆さまに与える効果として、お預かりしているデータや個人情報、最高レベルのセキュリティをもつ場所で守られることとなり、より安心していただけるようになることが一番の大きなところでありますが、これらはあくまで基盤の整備ということに留まり、むしろ重要なのは今後であると考えております。

例えば、既にガバメントクラウド上でサービスが開始されている「書かない窓口システム」などといったように、今後、様々なサービスがスピーディに、この基盤上で展開されることが予想されており、費用対効果を検討しながら、市民の皆さまにとって、より利便性の高いサービスを実現していくため、民間のデジタル専門人材なども活用しながら、市民サービスの向上を図ってまいります。

(提案説明)

続きまして、今回提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページをご覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第3号から諮問第2号までの39件としております。

その内訳といたしましては、条例の制定と、一部改正及び条例の廃止が18件、予算関連が10件、その他が9件、諮問が2件であります。

それでは、各議案等について説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案第3号「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」につきましても、少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、仕事と育児・介護を両立できるように柔軟な働き方を実現する措置の拡充を図るため、条例を制定するものであります。

次に、4ページをご覧ください。

議案第4号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」につきましても、「刑法等の一部を改正する法律」の施行（令和7年6月1日）に伴い、「懲役」及び「禁固」が廃止され、「拘禁刑」が創設されたことから、関係条例の整理等を行い、所要の改正を一括整理条例案にて行うものです。

次に、8ページをご覧ください。

議案第5号「尾鷲市災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例の制定について」につきましても、県が取り組んでおります、「みえ森と緑の県民税の連携枠事業（ライフラインを守る事前伐採事業）」について、本市が実施となることから、事業者に分担金を賦課するため、分担金徴収条例を制定するものであります。

次に、10ページの議案第6号「尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について」につきましては、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、引用条文の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、12ページの議案第7号「尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきましては、法律の改正により、特定任期付職員に勤勉手当が支給されることに伴い、特定任期付職員業績手当が廃止となったため、条例の一部を改正するものであります。

次に、14ページの議案第8号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市立「とちのもり保育園」の開園に伴い、同保育園で嘱託医及び嘱託歯科医の報酬について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、16ページの議案第9号「職員の給与に関する条例の一部改正について」につきましては、人事院勧告に基づき、扶養手当や通勤手当、地域手当などを見直す法律が改正されたことにより、本市においても人事院勧告を遵守するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、54ページをご覧ください。

議案第10号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、職員と同様に人事院勧告に基づき、給料表の見直しや期末勤勉手当の支給割合の見直しなどをするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、78ページをご覧ください。

議案第11号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」につきましては、法律が改正されたことにより、定年前再任用短時間勤務職員と同様

に暫定再任用職員にも、住宅手当が支給対象となったため、条例の一部を改正するものであります。

次に、８０ページの議案第１２号「尾鷲市市税条例の一部改正について」につきましては、道路交通法の改正により、運転免許証とマイナンバーカードとの連携が開始されることに伴い、所要の改正を行うとともに、令和８年度より、本市における軽自動車税種別割の納期限を、現在の４月３０日から５月３１日に変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、８２ページの議案第１３号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、栄養士法の改正が行われ、栄養士資格の取得がなくとも管理栄養士の資格を取得することが可能となったことによる、所要の改正と、また、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことによる、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に対する見直しに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、８５ページの議案第１４号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、議案第１３号と同じく、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことによる、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に対する見直しに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、８８ページの議案第１５号「尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」につきましては、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための、「尾鷲市災害弔慰金等支給審査委員会」を置くため、条例の一部を改正するものであります。

次に、９０ページの議案第１６号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」につきましては、消防団に特定の業務に従事する機能別消防団員を導入することに伴い、消防団員の種類、報酬等を定める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、92ページの議案第17号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額の改定を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、94ページの議案第18号「尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」につきましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報奨金の勤務年数区分に、新たに35年以上、の区分を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、96ページの議案第19号「尾鷲市立幼稚園条例の廃止について」につきましては、現在、休園となっている尾鷲市立尾鷲幼稚園を廃園とするため、条例を廃止するものであります。

次に、98ページの議案第20号「尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の廃止について」につきましては、本条例での宅地開発に関する諸規制が、宅地造成及び特定盛土等規制法での規制に集約され、規制強化が行われるとともに、三重県での一括許可事項となることから、条例を廃止するものであります。

次に、100ページの議案第21号「令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、109ページの議案第30号「令和6年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第4号）の議決について」までの10議案について、一括して説明いたします。

（予算編成方針）

本市の財政状況は、令和5年度決算における経常収支比率が94.3%と依然として高い水準にあるものの、一方で、国が定める健全化判断比率においては、いずれの数値も早期健全化基準を下回っているほか、財政健全化の取り組みを着実に進めてきたことや、地方交付税の増額、ふるさと応援寄附金の増加などにより、令和5年度

末の財政調整基金残高は、過去最高の約24億8,500万円となっております。

また、令和5年度末の地方債残高は約83億4,000万円、前年度比6億1,800万円の減少となり8年連続での減少となりました。

このように、本市の財政状況はここ数年で着実に改善が進んでおり、現状においては比較的健全な状態であると判断しているところであります。

一方で、近年の物価高騰の影響は、人件費の上昇も含めて、財政運営の大きな負担となっているところであり、これらについては、地方交付税等において適切な算定がされるよう、国の動向を注視し、また国に対する働き掛けを継続していく必要があると考えているところであります。

令和7年度当初予算につきましては、市長の改選を控えた骨格予算ではありますが、経常的経費や計画を立て継続的に進めていく必要のある事業、特に、国市浜公園野球場整備事業費や先ほども触れました人件費の上昇の影響等により、予算規模が大きくなってまいります。

しかしながら、国県補助金や有利な地方債の活用を図り、出来る限り本市の実質的財政負担を軽減するなど、歳入歳出のバランスを考慮した上で地域課題の解決をさらに推進していくことを念頭におき、こどもの居場所づくり事業などこども・子育て支援施策の充実強化、地域コミュニティの活性化や脱炭素社会に向けた取り組みの継続をはじめ「第7次尾鷲市総合計画」に掲げた施策を総合的に推進していくための予算編成を行ったところであります。

(当初予算の規模)

それでは、令和7年度当初予算について説明いたします。

お手元に配付の「令和7年度当初予算主要事項説明」の1ページをご覧ください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比13.0%増の121億4,142万4千円、特別会計の国民健康保険事業会計は、1.2%減の21億7,082万1千円、後期高齢者医療事業会計は、2.9%増の7億3,250万3千円、企業会計においては、病院事業会計で、0.7%増の51億4,942万7千円、水道事業会計で、7.4%減の9億491万7千円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比6.8%増の210億9,909万2千円とするものであります。

(歳入予算の状況)

次に、一般会計歳入予算の主なものについて説明いたします。

2ページをご覧ください。

1款、市税については、令和6年度に個人住民税の定額減税があったことなどから、市税全体として対前年度比4.8%増の18億6,029万2千円を計上しております。

2款、地方譲与税については、森林環境譲与税の増額等により9.3%増の1億149万8千円を計上しております。

3款、利子割交付金から8款、環境性能割交付金までは、過去の歳入実績等を勘案し、それぞれ計上したものであります。

9款、地方特例交付金については、令和6年度の個人住民税定額減税による減収補填の皆減により、5,790万円減の700万円を計上しております。

10款、地方交付税については、令和6年度の交付実績等を踏まえ、普通交付税で5,400万円の増額、特別交付税では4,640万円の増額を見込み、地方交付税総額で2.4%増の43億5,940万円を計上しております。

12款、分担金及び負担金は、市営野球場解体工事負担金9,250万円の皆減などにより、63.0%減の5,509万7千円を計上しております。

13款、使用料及び手数料は、3.5%減の1億571万4千円、14款、国庫支出金は、国市浜公園野球場建設工事に係る社会資本整備総合交付金3億1,201万5千円の増額、及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6,832万9千円の皆増などにより、36.2%増の17億2,756万円を計上しております。

15款、県支出金は、参議院議員及び三重県知事選挙に係る選挙執行委託金4,049万8千円の皆増などにより、15.1%増の6億9,134万円を計上しております。

16款、財産収入は、立木売払収入2,098万2千円の増額などにより、114.8%増の3,964万3千円、17款、寄附金は、ふるさと応援寄附金を前年度と同額の4億円、地方創生応援寄附金を200万円と見込み計上しております。

18款、繰入金は、財政調整基金繰入金6億60万9千円、ふるさと応援基金繰入金3億6,939万7千円など、44.5%増の11億4,483万6千円を計上しております。

20款、諸収入は、デジタル基盤改革支援補助金7,107万9千円の増額などにより、53.1%増の2億1,744万3千円を計上しております。

21款、市債は、多目的スポーツフィールド整備事業債2億6,850万円の増額などにより、56.0%増の9億5,490万円を計上しております。

(歳出予算の状況)

次に、一般会計歳出予算の主なものについて説明いたします。

4ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比5.2%増の47億1,217万7千円となっております。

まず、人件費は、主に人事院勧告による職員給与費の増加などにより、12.1%増の18億8,036万7千円を計上しております。

扶助費は、制度改正による児童手当の増額などにより、3.9%増の18億9,625万3千円を計上しております。

公債費は4.3%減の9億3,555万7千円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費は、標準準拠システム設計・開発業務委託料5,187万6千円、及び小中学校の1人1台端末購入費4,647万5千円の皆増などにより、12.5%増の22億345万7千円を計上しております。

補助費等は、東紀州環境施設組合負担金1億3,854万5千円の増額に加え、病院事業会計や水道事業会計等への負担金の増額などにより、23.9%増の19億6,404万6千円を計上しております。

積立金は、森林環境譲与税基金積立金1,704万9千円の増額などにより、8.7%増の2億8,669万5千円を計上しております。

繰出金は、後期高齢者医療事業特別会計繰出金1,243万3千円の増額などにより、1.5%増の12億2,042万3千円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、補助事業費で、多目的スポーツフィールド整備事業5億9,663万円の増額などにより、76.1%増の12億9,795万5千円を計上、単独事業費で、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化事業2,955万円の皆減、及び斎場火葬炉改修工事請負費2,093万8千円の減額などにより、19.0%減の3億872万4千円を計上し、総額で41.8%増の16億7,751万3千円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

19ページをご覧ください。

メールシーラー保守業務委託をはじめ4件について債務負担行為を設定するものであり、それぞれの期間及び限度額につきましては表のとおりであります。

(特別会計)

続きまして、特別会計について説明いたします。

20ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、国民健康保険事業費納付金の減少見込などにより、対前年度比1.2%減の21億7,082万1千円を計上しております。

21ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増額などにより、2.9%増の7億3,250万3千円を計上しております。

(企業会計)

続きまして、企業会計について説明いたします。

22ページをご覧ください。

病院事業会計につきましては、収益的収入及び支出の収入で40億6,628万円、支出で45億2,432万3千円を計上しております。

資本的収入及び支出では、収入で4億4,378万3千円、支出で6億2,510万4千円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億8,132万1千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22万円、及び過年度分損益勘定留保資金1億8,110万1千円で補てんするものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

学資貸与金は、期間を令和8年度から令和11年度まで、限度額を1,740万円とするものであります。

また、薬剤師奨学金返還支援助成貸付金は、期間を令和8年度から貸付対象奨学金の返還が満了する日または貸付総額が540万円に達するいずれか早い日までとし、限度額を1,080万円とするものであります。

23ページをご覧ください。

水道事業会計につきましては、収益的収入及び支出の収入では5億7,717万5千円、支出で5億1,690万9千円を計上しております。

資本的収入及び支出では、収入で6,384万5千円、支出で3億2,774万2千円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億6,389万7千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

(補正予算)

続きまして、令和6年度補正予算について説明いたします。

お手元に配布の「令和6年度一般会計補正予算(第11号)主要事項説明」の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で1億3,116万1千円を追加、国民健康保険事業会計で3,534万1千円を追加、後期高齢者医療事業会計で1,828万9千円を追加、また、病院事業会計では、歳入で2億6,223万3千円、歳出で2,989万7千円をそれぞれ減額、水道事業会計では、歳入で882万5千円、歳出で1,170万9千円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を214億8,989万9千円とするものであります。

まず、一般会計から説明いたします。

2ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

1 款、市税 8, 6 2 2 万 9 千円の増額は、市民税及び固定資産税等において、調定額が当初の見込みを上回ったことなどによるものであります。

2 款、地方譲与税 6 7 4 万円の増額は、森林環境譲与税の増額によるものであります。

1 0 款、地方交付税 1 億 2, 5 9 6 万 4 千円の増額は、国の補正予算に基づく普通交付税の追加交付があったことによるものであります。

1 2 款、分担金及び負担金 2, 1 9 8 万 7 千円の減額は、市営野球場解体工事負担金 1, 8 5 2 万 7 千円の減額などによるものであります。

1 4 款、国庫支出金 7, 9 0 0 万 5 千円の減額は、定額減税補足給付金の確定による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 7, 1 9 7 万 6 千円の減額などによるものであります。

1 5 款、県支出金 9 2 7 万 5 千円の減額は、衆議院議員選挙執行委託金 8 7 2 万 3 千円の減額などによるものであります。

1 7 款、寄附金 1, 4 3 0 万円の増額は、地方創生応援寄附金としてご寄附をいただいたものであります。

1 8 款、繰入金 1, 8 2 3 万 6 千円の増額は、前年度の精算に伴う後期高齢者医療事業会計繰入金 2, 3 5 5 万 2 千円の増額などによるものであります。

2 0 款、諸収入 1, 6 0 8 万 9 千円の減額は、デジタル基盤改革支援補助金 2, 5 6 5 万 3 千円の減額などによるものであります。

2 1 款、市債 6 0 0 万円の増額は、東紀州広域ごみ処理施設整備事業債 1, 4 5 0 万円の増額のほか、過疎対策事業債ハード分の配分額増加、及び起債対象事業費の変更によるものであります。

次に歳出であります。

3 ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

内容につきましては、事業費の確定等に伴う減額補正がほとんどでありますので、主に増加したものについて説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。

各款共通の人件費のうち、一般職で、会計年度職員に係る報酬の増額等により、58万9千円の増額であります。

総務費の財産管理費では、基金積立金として、財政調整基金に3億5,440万円、普通交付税の追加交付等により減債基金に3,228万6千円、森林環境譲与税基金には譲与税の増額と事業費の減額に伴い881万7千円、地方創生拠点整備等基金積立金及びゼロカーボンシティ推進基金積立金には、いただいた地方創生応援寄附金をそれぞれ積み立てるものであります。

民生費の社会福祉総務費では、保険基盤安定繰出金等の額の確定により、国民健康保険事業特別会計繰出金1,251万3千円の増額であります。

5 ページをご覧ください。

老人福祉費では、グループホームの非常用自家発電設備整備に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金671万8千円の追加であります。

児童措置費では、公定価格の引き上げに伴う保育所等運営費（施設型給付費）4,174万7千円の増額であります。

生活保護施設事務費では、施設利用者の増加による救護施設委託事務費負担金130万円の増額であります。

6 ページをご覧ください。

衛生費の病院費では、特別交付税に算入されている周産期医療に要する経費が人事院勧告の影響により増加したことから、病院事業会計負担金209万2千円の増額であります。

続きまして、繰越明許費補正について説明いたします。

8 ページをご覧ください。

6件の追加につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業をはじめ、それぞれ年度内での事業実施が困難であるため繰越事業として実施するものであります。

変更の津波避難タワー整備事業につきましては、建設用地の境界確定に時間を要したことから、年度内に実施出来なくなった測量登記等業務委託を追加して繰り越すものであります。

次に、債務負担行為補正について説明いたします。

変更9件につきましては、入札等による額の確定により、限度額を変更するものであります。

続きまして、特別会計について説明いたします。

9ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、3,534万1千円を追加し、歳入歳出予算総額を22億8,060万6千円とするものであります。

歳入では、国民健康保険税2,108万6千円の増額、保険基盤安定繰入金等の増加に伴う繰入金1,251万3千円の増額が主なものであります。

歳出では、財政調整基金積立金3,613万4千円の増額が主なものであります。

次に、10ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、1,828万9千円を追加し、歳入歳出予算総額を7億3,629万4千円とするものであります。

歳入では、保険基盤安定繰入金等の確定に伴う繰入金446万3千円の減額、療養給付費市町負担金の前年度精算に伴う諸収入2,355万2千円の増額であります。

歳出では、広域連合負担金526万3千円の減額、諸支出金は療養給付費市町負担金の前年度精算金2,355万2千円を一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、企業会計について説明いたします。

11ページをご覧ください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出のうち収入では、入院患者数の減少等により医業収益で2億5,405万4千円を減額するものであります。医業外収益は、周産期医療において特別交付税の増額に伴う一般会計負担金の増などにより、422万1千円を増額するものであります。

支出では、医業費用において、年度末の精査により給与費1,750万7千円を減額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、医療機器整備事業債の減額により、企業債1,240万円を減額するものであります。

支出では、入札による医療機器購入費の減額等により、建設改良費1,250万7千円を減額するものであります。

続きまして、12ページをご覧ください。

水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益が公園及び墓地等無収給水使用量に対する一般会計負担金の増額により103万3千円増額するものであります。

営業外収益は、企業債の借入額確定に伴う簡易水道企業債利子等に対する一般会計補助金23万1千円の減額、及び簡易水道建設改良企業債償還負担金である資本費繰入収益42万1千円減額により、65万2千円を減額するものであります。

支出では、営業費用が額の確定による委託料等の減額により、268万2千円の減額、営業外費用は、営業費用の減額等に伴う仮払消費税額の減による消費税納付額の増額等により、116万9千円を増額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、布設替工事に際し交換する消火栓設置費用に対する一般会計負担金、三重県橋梁工事に伴う配水管仮設工事負担金、及び建設改良費の減額に伴う企業債のそれぞれ減額により、920万6千円を減額するものであります。

支出では、建設改良費の工事費等の確定により1,019万6千円を減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、110ページをご覧ください。

議案第31号「第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について」につきましては、令和2年に策定した「第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画」が計画期間の終了を迎えることから、新たに令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とした「第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」を策定したいので、尾鷲市議会基本条例第9条第3号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、111ページ、112ページをご覧ください。

議案第32号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」と議案第33号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」につきましては、公の施設管理の指定管理を行うにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

各議案に係る指定管理者と指定期間につきましては、議案第32号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」は、指定管理者を「三重交通株式会社」とし、指定の期間を令和8年3月31日までの1年間とするものであります。

議案第33号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」につきましては、指定管理者を「一般社団法人OMOTENASI（おもてなし）」とし、指定の期間を令和10年3月31日までの3年間と指定するものであります。

次に、113ページをご覧ください。

議案第34号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、宅地開発に伴い設置された道路の1路線を、新たに市道路線として認定を行うにあたり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、115ページをご覧ください。

議案第35号「尾鷲市道路線の変更について」につきましては、道路台帳更新業務における変更が2件と、道路用地の寄付に伴う変更が1件、それぞれ市道路線の起点又は終点を変更いたしたく、道

路法第10条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第3号「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」から議案第35号「尾鷲市道路線の変更について」までの33議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【降壇】

【登壇】

それでは、議案第36号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」から、議案第39号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの4議案について、説明いたします。

議案書の119ページをご覧ください。

議案第36号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、本市の公平委員会委員は3人の委員で構成されており、そのうち「中島 博子（なかじま ひろこ）」氏が本年3月31日に任期満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、121ページの議案第37号から議案第39号までの「固定資産評価審査委員会委員の選任について」につきましては、本市の固定資産評価委員会の委員は、固定資産の評価について学識経験を有する3人の委員で構成されており、その3人の委員の任期が、本年3月31日をもって任期満了となりますが、現委員であります「植松 顯哉（うえまつ あきや）」氏、「北村 綾子（きたむら あやこ）」氏、「丸林 克彦（まるばやし かつひこ）」氏を、引き続き委員として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第36号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」から、議案第39号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの4議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

【降壇】

【登壇】

それでは、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして、説明いたします。

議案書の127ページをご覧ください。

諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきましては、本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されており、そのうち、「村島 正記（むらしま まさのり）」氏と「貝川 淳子（かいかわ あつこ）」氏が本年6月30日に任期満了となることから、新たに「大川 太（おおかわ ふとし）」氏を人権擁護委員に推薦するとともに、「貝川 淳子（かいかわ あつこ）」氏を引き続き人権擁護委員に推薦するものであり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【降壇】